

1 目黒区耐震改修促進計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

(1) 意見募集期間

令和2年12月15日(火)から3年1月22日(金)まで

(2) 周知方法

ア 掲載場所

めぐろ区報 (令和2年12月15日号)

区ホームページ (令和2年12月15日(火)から3年1月22日(金)まで)

※ 令和3年1月20日(水)に区ホームページのトップページ(お知らせ欄)に募集概要を再掲載

イ 閲覧場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、6階建築課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター(鷹番を除く)、図書館

ウ その他

令和2年12月15日(火)及び3年1月20日(水)に住宅課メールマガジン「住まいの情報」を配信

(3) 意見提出状況

	個人	議会	合計
提出者数	3 (メール2、書面1)	3 (メール3)	6 (メール5、書面1)
意見件数	5	25	30

(4) 意見に対する対応区分別の件数

対応区分	内容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて、計画案に反映します。	6
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って取り組みます。	2
3	ご意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、今後事業実施の中で趣旨も踏まえて努力します。	12
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	6
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	2
6	その他(関連事業、校正など)	2
合計		30

2 意見内容と検討結果

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
第1章 はじめに					
1	議会	メール	<p>【位置付け】 本計画は、東京都計画及び目黒区地域防災計画との整合を図るものとするところがあるが、国の法律との整合は記載しなくても良いのか。</p>	1	<p>国との整合については、本編 P2 に「本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき策定するものであり…」と記載していますが、ご意見いただいている通り、より位置付けをわかりやすく表記するため、本編 P2 「第 1 章 2 位置付け」について以下のとおり修正いたします。</p> <p>「東京都計画及び目黒区地域防災計画」を「耐震改修促進法、東京都計画及び目黒区地域防災計画」と修正いたします。</p>
第2章 耐震化の現状と課題					
2	議会	メール	<p>【要緊急安全確認大規模建築物の現状】 要緊急安全確認大規模建築物 4 棟のうち耐震性を満たす建築物が 3 棟であるとの記載で終わっている。残る 1 棟については、2020 年以降建替え予定であると耐震診断結果を公表していることから、その旨の補足説明を明記した方が不安をあおることもない。</p>	3	<p>該当する 1 棟は民間建築物で、建替えに向けた協議を進めていますが、時機につきましては所有者の意向によるものとなるため、補足説明は記載いたしません。引き続き、該当建築物について、耐震性を満たすことができるよう、積極的に対応してまいります。</p>
3	議会	メール	<p>【耐震性無が多い要因について】 「(1) 一般住宅」の中で、「非木造共同住宅の耐震化が高い一方で、住宅数では耐震性無が 8,027 戸と最も多くなっており、特に耐震化の促進が求められる」との現状と課題が記載されているが、なぜ耐震性無が多くなっているのか。区がその要因について記載する必要があると考える。</p>	3	<p>耐震性無が多くなる要因として、賃貸マンションでは所有者と居住者が異なるため耐震化への意識が低くなってしまいうこと、分譲マンションでは合意形成が難しいことなどが考えられます。様々な要因が複合的に関係するため、計画には記載を行いませんが、個別の相談体制の充実化や啓発活動の強化を通じて対応するなど、引き続き耐震化率の向上に努めてまいります。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
4	議会	メール	<p>【目黒区民センターについて】</p> <p>「(4) 防災上重要な区有建築物」の中で、耐震性の向上を必要とする防災上重要な区有建築物として「目黒区民センター」があげられており、計画的に耐震化を図っていくとの記載があるが現在、「新たな目黒区民センターの基本構想」の策定作業に入っており、更新時期もそう遠い話ではない。今後の更新時にあわせて耐震化を図っていくとの記載がよいのではないか。</p>	6	<p>ご意見いただいている通り、目黒区民センターについては、基本構想の策定等、計画が進められている状況です。この状況を踏まえ、本計画では、計画的に耐震化を図っていくという基本方針のみ記載しています。</p>
5	議会	メール	<p>【築年数と耐用年数】</p> <p>P14.「2 耐震化の目標」について、耐震化率の算出は、耐震性を満たす住宅（旧耐震基準の耐震性有の住宅数と新耐震基準の住宅数を足し合わせた数値）を住宅（合計）で除した数値で算出している。新耐震基準が昭和56年6月1日以降からと考えると、今年6月1日をもって築40年となる。築40年の木造住宅は中古市場では資産価値がなくなる物件が多く、重量鉄骨造なら34年、鉄筋コンクリート造は47年が法定耐用年数（減価償却年数）とすると、新耐震基準施行日以降を耐震性があると解釈してよいのか腑に落ちない。新耐震基準下での耐震診断助成は行っていないため、安全性があるのか否か不透明であり、一概に構造物の強度を示す年数ではないが、新耐震基準が40年目を迎える現段階に至っては、安全性の根拠を示した上で目標設定すべきではないか。</p>	4	<p>ご意見いただいている通り、新耐震基準の建物でも築40年となり老朽化は生じているかと思われます。しかし、旧耐震建物と新耐震建物では、昭和56年6月1日の法改正で地震に対する必要壁量の増加など、構造の考え方に大幅な変更があり、この前後で建物の地震に対する安全性の指標が大きく変化しているとともに地震による被害にも大きな差が生じている状況です。このような状況を踏まえて、まずは旧耐震基準の建物の耐震化が急務であることから、耐震化の目標を設定しています。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
6	議会	メール	<p>【総合到達率と区間到達率の定義】</p> <p>総合到達率及び区間到達率の定義に関し、記載の順序を変更した方が理解しやすいと感じる。区間到達率についてはP16からの説明では何を言わんとしているのかすぐに理解できなかった。P17のシミュレーションの設定条件の中にかかれる「通行イメージ」を見て、中央分離帯の開口部を縫って通行することで道路上に倒壊建物があっても迂回することで区間到達率を高める表現の意味合いを理解した。よって、P17を先頭にして、次にP18、最後にP16へと記載順序を変え、それらの説明を終えた後、総合到着率の説明をした方がわかりやすいと考える。</p>	6	<p>ご意見いただいている通り、P17には具体的な通行イメージがあり、わかりやすくなっています。しかし、都が新たに示した指標であり、東京都耐震改修促進計画（一部改定）令和2年3月からの出典のため、都の示す内容と食い違いがないよう原文のとおり掲載しています。</p>
7	議会	メール	<p>【耐震化率の目標との乖離について】</p> <p>現行の計画は、「住宅及び民間特定建築物の耐震化率の目標を、平成27年の90%から平成32年の95%とします」としている。しかし、2019年度（令和元年度）の到達点は一般住宅で87.9%、民間特定建築物は86.6%と目標に届いていない。特に、一般の木造住宅は80.1%と目標から大きくかけ離れている。なぜ、未達なのか、区としてきちんと分析し記述すること。</p>	3	<p>木造住宅の耐震化率は、現計画策定時点（平成24年）の68.1%から、令和元年10月1日時点の80.1%まで12.0%上昇、同様に民間特定建築物の耐震化率は、75.9%から86.6%まで10.9%上昇しており、目標には達していないものの、耐震化は徐々に進んでいる状況にあります。</p> <p>耐震化率が目標に達していない理由については、様々な理由が存在するため、本計画内には記述していません。</p> <p>区といたしましてはこれらの要因を分析しながら、個別の相談体制の充実化や啓発活動の強化などを通じて対応し、引き続き耐震化率の向上に努めてまいります。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
8	議会	メール	<p>【民間特定建築物の現状】</p> <p>特定建築物のうち、区は要緊急安全確認大規模建築物の現状は区として把握しているとしているが、以前から、民間特定建築物の現状については区として全体像を把握するのが難しく推計値であると繰り返してきた。今回の素案の中で、区は特定建築物について「被災時の倒壊による多大な人的被害及び避難や消火活動への支障が懸念されることから、特に耐震化が求められている」と記述している。そうであるならば、区として区内の民間特定建築物の全体を推計としてではなく具体的に状況を把握すべきである。そのへんの記述を求める。</p>	3	<p>民間特定建築物の現状については、特定建築物定期調査報告書を基に、種別毎の棟数を実数として把握しています。そのうち、旧耐震基準（昭和56年5月31日）以前に建築された建築物については、全ての建築物が耐震診断を実施していないため、耐震性を有する建築物の棟数を把握することが困難であることから、推計による耐震化率を表しています。</p> <p>ただし、民間特定建築物の耐震化を進めるにあたっては、用途ごとの現状を把握して、啓発・相談などを個別に行いながら対応してまいります。</p>
9	議会	メール	<p>【住宅の耐震化率目標達成に向けた取組】</p> <p>住宅の耐震化率について、素案では2025年度（令和7年度）までに95%とすることを目標に掲げている。しかし、現行の計画で2015年度（平成27年度）までの90%という目標を2020年度（令和2年度）までに95%に引き上げたが目標には大きく届いていない。東日本大震災の2年後であった現行計画の改定時と比べて、現在は区の耐震化助成制度の実績が振るわないもとの、どうやって95%を達成していくのか、その裏付けを示すこと。</p>	3	<p>旧耐震基準以前に建築された建築物については、耐震診断の実施を促すととともに、耐震改修が必要となる建築物については、耐震改修設計助成制度や耐震改修助成制度の活用を促進することで、耐震化の目標の達成を目指します。</p> <p>さらに、一定規模以上の民間特定建築物については、区と東京都が連携しながら、耐震改修促進法及び耐震化推進条例に基づく指導や助言などを行います。</p>
10	議会	メール	<p>【民間特定建築物の耐震化率目標達成に向けた取組】</p> <p>民間特定建築物の耐震化率についても、素案では2025年度（令和7年度）までに95%とすることを目標に掲げている。素案では「災害時要援護者が利用する建築物と公共施設的な要素を持つ建築物（学校・病院など）については、より積極的な（耐震化の）促進を図る」としているが、それだけで目標が達成できるのか。区がなかなか民間特定建築物の具体的な現状を把握でききれない状況の中で、どう目標を達成しようとするのか見通しを記述すること。</p>	3	<p>民間特定建築物につきましては、建築基準法に基づく特定建築物定期調査報告制度等を活用し、耐震化の状況の把握に努めるとともに、個別に啓発・相談などを行いながら対応してまいります。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
1 1	議会	メール	<p>【目標達成のための計画について】</p> <p>上記に関わり、これまで目標が未達成に終わっていた原因の一つは、年次ごとの目標や計画がなかったことにある。2025年度までに本当に目標を達成しようと思えば、年次ごとの獲得目標と計画を持つべきである。</p>	3	本計画に掲げた耐震化率を達成するための具体的な取組につきましては、実施計画に助成事業量を定めるとともに、相談体制の充実化、耐震アドバイザー派遣などによって推進してまいります。
第3章 耐震化を促進するための施策					
1 2	議会	メール	<p>【自助・共助・公助の考え方について】</p> <p>「耐震化の促進の図るための基本的な考え方」のなかで、住宅・建築物の耐震化は「自助・共助・公助の原則」を踏まえて建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことを期待している。しかし、区民の意識や経済的な条件を見れば「自助・共助」では限界があることは明らかであり、啓発にしても助成制度にしても区の主体的な取り組みが決定的である。そういった趣旨を明記すること。</p>	5	<p>住宅・建築物の耐震化は、目黒区災害対策基本条例の目的である、区民、事業者及び行政の責務を明らかにし、「自助」「共助」「公助」の考えのもと災害に強いまちづくりに資することとし、建物所有者によって行われることを基本とします。</p> <p>区では、個別の所有者や建築物の相談に対応し、適切な支援ができるよう、今後とも相談体制の充実化や様々な制度の普及啓発に努めてまいります。</p>
1 3	個人	メール	<p>【自助・共助・公助の考え方】</p> <p>「自助・共助・公助の原則に基づき」とありますが、目黒区としては、これを原則に長期的方針として掲げるのか。重要なことは、政策責任者（目黒区）は、自助や共助が可能なようにどのように公的責任で行うかを述べることだと思います。取組みの内容（計画）はそのようになっているから、上記の文言を削除することによってよいと思います。</p>	5	住宅・建築物の耐震化は、目黒区災害対策基本条例の目的である、区民、事業者及び行政の責務を明らかにし、「自助」「共助」「公助」の考えのもと災害に強いまちづくりに資することとし、建物所有者によって行われることを基本としていますので、記載いたします。なお、「自助・共助・公助の原則に基づき」は「自助・共助・公助の考えのもと」と修正いたします。

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
14	議会	メール	<p>【分譲マンションアドバイザー】</p> <p>分譲マンションアドバイザー制度の活用については、分譲マンションは世帯数や建築年数、世帯の構成年齢によっても違いがあり、分譲マンションアドバイザー制度の活用をするといっても、なかなか進まないのが現状である。分譲マンションの管理組合や区分所有者に分譲マンションアドバイザー制度の活用でうまくいった事例などを紹介して、分譲マンションアドバイザーの派遣を促すことも重要である。</p>	3	<p>ご意見いただいている通り、成功事例などを紹介することは重要であり、都内には多くの事例があります。都は例年耐震キャンペーンで「耐震改修検討中の管理組合のための成功事例マッチング企画」として、所有者同士の意見交換の場や改修内容についての説明の場を設けた企画等を行っています。引き続き、都とこれらの有効な情報を共有しながら連携し、マンションの耐震化の普及啓発に努めてまいります。</p>
15	議会	メール	<p>【通学路におけるブロック塀等について】</p> <p>通学路におけるブロック塀等については、「関係所管と情報共有するとともに」の記載を「毎年度実施する通学路安全点検等を通じて関係所管と情報共有するとともに」に変更した方が良い。</p>	1	<p>ご意見いただいている通り、現在通学路点検を行っていますので、本編P22「第3章2(7)ブロック塀の安全対策」について以下のとおり修正いたします。</p> <p>「関係所管と情報共有するとともに」を「通学路点検時など関係所管と情報共有に努めるとともに」と修正いたします。</p>
16	議会	メール	<p>【土砂災害警戒区域について】</p> <p>「(7) ブロック塀等の安全対策」の記載と比べると大変内容が薄くなっている。例えば、平成30年5月31日、土砂災害防止法に基づき、東京都により新たな土砂災害警戒区域等の指定の告示があり、区内で25箇所の土砂災害警戒区域、そのうち18箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されたとの経緯や、がけ地近接等危険住宅移転事業助成、住宅・建築物土砂災害対策改修助成といった助成制度に関する内容、西郷山公園での土砂災害防止対策などについて記載した上で、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などを推進すると続く方が良い。</p>	1	<p>土砂災害警戒区域については、個別対応を中心としてきましたが、ご意見いただいている通り、経緯などを記載することで、広く周知することができますので、本編P22「第3章2(8)住宅・建築物土砂災害対策」について以下のとおり修正いたします。</p> <p>「土砂災害から区民の命を守るため、」を「平成30年5月31日に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、東京都により新たな土砂災害警戒区域等の指定が告示されました。区内では25箇所の土砂災害警戒区域、そのうち18箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されました。この指定を受け、区では、土砂災害から区民の命を守るため、」と修正いたします。</p> <p>なお、助成制度については、巻末に記載しています。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
17	議会	メール	<p>【耐震助成額について】</p> <p>40年以上も前に建てられた旧耐震住宅の所有者は、当然、年金生活の高齢者が多い。費用負担を減らすとともに、負担の見通しが持てることが重要である。現行の耐震助成額の引き上げを進めるべきである。</p>	3	<p>ご意見いただいている通り、旧耐震基準の建物は築40年以上となり、所有者は高齢者が多くなっています。木造住宅などの耐震改修助成額については、平成30年度に増額いたしました。さらに、収入が少ない非課税世帯においては、30万円を加算しております。</p> <p>今後も、耐震化を取り巻く社会状況の変化や、国や都の動向などを踏まえて、制度の充実に向け検討してまいります。</p>
18	議会	メール	<p>【木造住宅密集地域内木造住宅における助成について】</p> <p>また、当面、木造住宅密集地域内の木造住宅については、一定額まで全額区で負担する定額の耐震助成制度をつくり、地域内の耐震化を早く促進することを明記すること。</p>	4	<p>木造住宅密集地域内の木造住宅に対する助成制度については、木造住宅密集地域の特色を踏まえながら、耐震化・不燃化を促進できるよう、検討してまいります。</p>
19	個人	メール	<p>【耐震改修制度について】</p> <p>耐震改修が進まない理由は、居住者（建物所有者）の高齢化と、改修資金が無い、つまり耐震診断まではやっても、実際の改修に至らないということである。そこをどう解きほぐして改修につなげるかが課題となる。簡易改修により、とりあえず命を助ける制度を盛り込むという選択肢もある。</p>	3	<p>区では、高齢な所有者の方々に対して、本編 P23 第4章 1(3) 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法や装置の普及啓発、耐震シェルターのご案内なども行っています。</p> <p>耐震改修に係る支援制度につきましては、今後も、社会状況の変化や、国や都の動向などを踏まえて、検討を続けてまいります。</p>
20	個人	書面	<p>【違反建築物の耐震改修について】</p> <p>戦後初期の木造住宅には平屋が多かった。その後、家族構成の変化に伴って増築を行ったことにより、建ぺい率や容積率が現行法に適合しなくなり、違反建築物となっている建物がある。耐震改修を行いたくとも、違反建築物では耐震改修できない状況にある。限度はあると思うが、このような状況に対して緩和の方向は考えられないか。十分促進の意義を説明して話し合っの事ですが。</p>	4	<p>法改正により、現行法に適合しない建物は既存不適格建築物となり、違反建築物とは異なり耐震改修工事を行うことは可能です。</p> <p>違反となってしまっている建築物については、法適合性の確保や耐震改修について、個別に相談を行ってまいります。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
2 1	個人	書面	<p>【耐震化に伴う屋根の改修補助】 木造建築物は、現在も日本瓦の屋根が多い、耐震化に合わせて、屋根の改修補助も考えてみたらどうか。</p>	4	<p>建物の耐震化に合わせた屋根の改修に関しては、壁の補強だけではなく日本瓦のような重い屋根から軽い屋根への改修により耐震性能が向上する場合があります、耐震化に寄与する屋根の改修は、耐震改修助成の対象となります。</p> <p>耐震化に合わせない屋根の改修に関しては、リフォーム助成制度などをご案内しておりますが、今後の課題として考えています。</p>
2 2	議会	メール	<p>【住宅の長寿命化について】 住宅の建て替えの際、耐震性、耐久性を備えた長寿命化の観点を入れた指導を行うこと。</p>	3	<p>住宅の長寿命化につきましては、長期優良住宅制度などがございますので、ご案内してまいります。</p>
第4章 耐震化を促進するための環境整備					
2 3	議会	メール	<p>【相談体制の充実】 耐震診断や耐震改修になかなか取り組まない区民については、何らかの理由があり、その把握と分析が必要であることを踏まえた相談体制の充実を追記すべきと考える。</p>	2	<p>ご意見いただいている通り、耐震化の重要性・必要性の啓発活動強化、個々のケースに対応できる相談体制の充実化などにより、耐震化率の向上に努めてまいります。また、本編 P28 第4章5「関連施策の推進」に記載のとおり、様々な状況の区民に対しては、関連部署と連携して適切な相談体制を取れるよう努めてまいります。</p>
2 4	議会	メール	<p>【啓発活動の強化】 耐震化が計画通り進まない区民の意識の背景には、「耐震化を実施しても大地震が来たら被害を避けられない」という思いがある。こうした意識を克服し「耐震改修は暮らしを守る第一歩になる」という区としての啓発活動の強化が必要である。こうした趣旨を盛り込むこと。</p>	2	<p>本計画では、本編 P23 第4章1「普及啓発」に記載の通り、制度の周知などを行うこととしており、耐震化の必要性や重要性について、より一層の普及啓発に努めてまいります。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
25	議会	メール	<p>【重点的に指導などを行う建築物】 重点的に指導などを行う建築物に「保育施設などの特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物」の追記を要望する。</p>	1	<p>保育施設については、老人福祉センターと同じく避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する施設として「など」内に含んでおりましたが、わかりやすいように、下記の通り修正いたします。</p> <p>本編 P25「第4章2(2)重点的に指導などを行う建築物」については、「老人福祉センターなどの特定多数の者が利用する」を「老人福祉センター、保育施設などの特定多数のものが利用する」と修正いたします。</p>
26	議会	メール	<p>【建替え時における高さ制限】 耐震化のための建替えを促進するためには高さ制限の早急な緩和が必要である。</p>	4	<p>建替えにおける高さ制限の緩和については、現在も、認可や許可の制度があります。このような制度のあり方につきましては、社会状況の変化や、国や都の動向などを踏まえ、適切な対応をまいります。</p>
27	議会	メール	<p>【応急危険度判定員の確保】 応急危険度判定員の確保においては、区職員や関係団体員、自主防災組織構成員の受講推進と受講費支援に取り組むことを要望する。</p>	4	<p>応急危険度判定員につきまして、十分な判定員の確保ができるよう、取組を検討してまいります。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
28	議会	メール	<p>【西小山地区について】</p> <p>区内でも有数の木造住宅密集地域である西小山地区は現在進行形で街づくりを進めており、原町1丁目、洗足1丁目の不燃化促進事業は令和8年3月末までが事業期間となる。また、西小山駅前地区も令和5年度末まで続くと聞いている。「イ地区生活拠点における街づくり」の中に、西小山を含めて記載すべきである。</p>	1	<p>ご意見いただいている通り、西小山地区ではすでに街づくりが進んでいますので、本編 P32「第4章5(11)イ地区生活拠点における街づくり」について以下のとおり修正、追記いたします。</p> <p>「祐天寺や学芸大学などの地区生活拠点」を「祐天寺駅周辺や学芸大学駅周辺、西小山駅周辺などの地区生活拠点」と修正いたします。</p> <p>「西小山駅周辺となる目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、原町一丁目、洗足一丁目では、木造住宅密集地域整備事業や防災街区整備事業、東京都の不燃化特区制度などを活用した街づくり事業を進めており、区は、不燃化建替えを支援することで、耐震化の促進を図ります。」と追記いたします。</p> <p>なお、祐天寺駅周辺についても下記のとおり追記いたします。</p> <p>「祐天寺駅周辺では、区内で最も不燃領域率が低い木造住宅密集地域が存在することから、狭あい道路の路線別拡幅整備を推進するとともに、新たな防火規制の導入について検討を行います。」</p>
29	議会	メール	<p>【初期消火のために実施した事業について】</p> <p>初期消火に対する記載があるが、実施計画で街頭消火器を整備したことも記載すべきである。</p>	1	<p>ご意見いただいている通り、実施計画で街頭消火器を整備した実績があるため、本編 P33「第4章5(12)地震火災対策」について以下のとおり修正いたします。</p> <p>「初期消火に備えるため家庭用消火器のあっせんを行い」を「初期消火に備えるため、街頭消火器を整備し、家庭用消火器のあっせんを行い」と修正いたします。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
30	個人	メール	<p>【ブロック塀対策及び空き家対策について】</p> <p>目黒区は住宅密集地域が多く、そのような地域の道路幅は狭い箇所が多いことを考慮すると、道幅の狭い道路に面しているブロック塀対策を優先的に進めることが重要と考える。また、耐震化の施策は素案に基づき進めるとし、地震対策の観点からも空き家対策を重要施策の一つとして取り組むべきと考える。</p>	3	<p>ブロック塀等の安全対策は平成31年度から助成制度を設け、道路拡幅の観点も踏まえ、関係所管と連携し安全対策に取り組んでいきます。また、空き家対策についても関係所管と連携し空き家対策に取り組んでいきます。</p>